

釧路空港の制限表面について

釧路空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(下の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・円錐表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面)を設けています。

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に北海道エアポート釧路空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。

なお、物件等には、TV アンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、下記の北海道エアポート株式会社 釧路空港事業所まで、お問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先

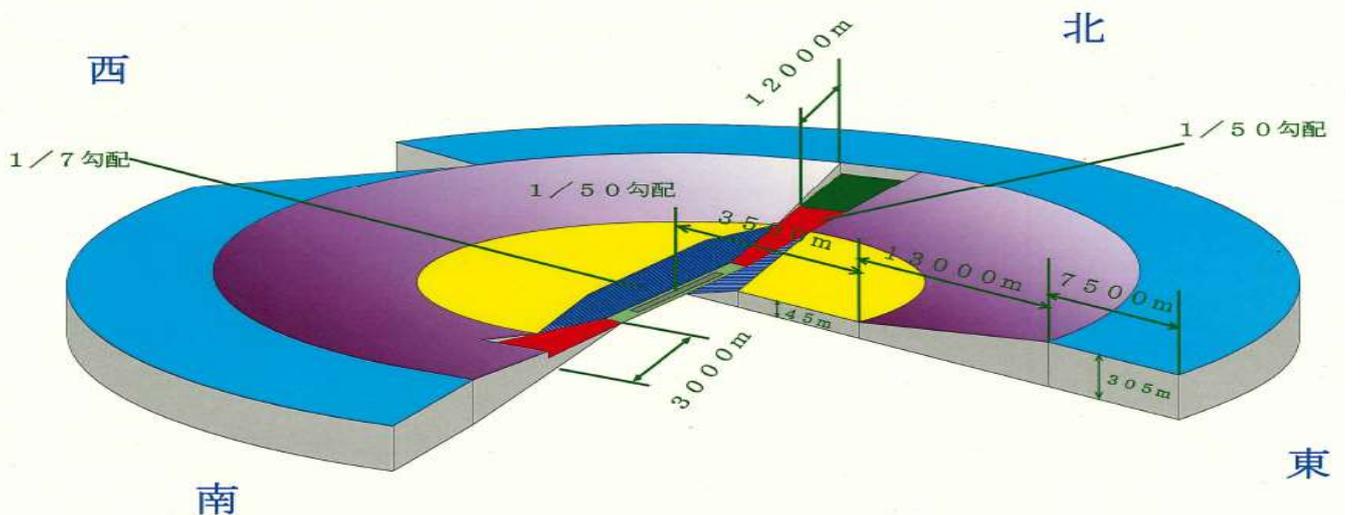
北海道エアポート釧路空港事業所

TEL : 0154-57-8880

FAX : 0154-57-8881

e-mail : hap-rjck_info@hokkaido-airports.co.jp

釧路空港制限表面図



- | | | | | | |
|------|------|------|-----|--------|--------|
| 進入表面 | 円錐表面 | 転移表面 | 水平表 | 延長進入表面 | 外側水平表面 |
|------|------|------|-----|--------|--------|

航空機の安全で効率的な離着陸に必要な条件として、障害物の無い空間の確保・電波障害の予防があります。

そのため、空港周辺の物件には一定の高さの制限を設けています。

この制限を超える物件が有る場合、航空機の運航に影響を与える恐れがあります。

【進入表面】

空港に着陸するために進入し又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている制限表面です。

【転移表面】

着陸をやり直すために滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている制限表面です。

【延長進入表面】

精密進入方式による航空機の最終直線進入の安全を確保するために、進入表面の延長上に設けられている制限表面です。

航空法で定められた特定の空港にのみ設定される表面です。

【水平表面】

空港周辺での旋回飛行等、低空飛行の安全を確保するために必要な制限表面です。

【円錐表面】

大型化や高速化により旋回半径等が増大した航空機の空港周辺での旋回飛行等の安全を確保するために必要な制限表面です。

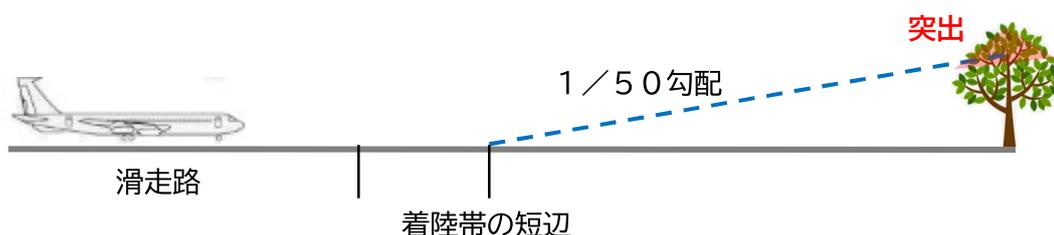
【外側水平表面】

航空機が最終直線進入を行うまでの経路の安全を確保するために必要な制限表面です。

制限の例【転移表面】



制限の例【進入表面】



無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため航空法で定められている制限表面や空港等の上空の空域で、無人航空機を飛行させることは原則禁止されております。無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず、航空法（航空法第132条の2）の遵守が必要で、これらに違反した場合は航空法により罰則が定められております。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は北海道エアポート株式会社釧路空港事業所までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート株式会社 釧路空港事業所

〒084-0926

釧路市鶴丘2番地

TEL：0154-57-8880

FAX：0154-57-8881

e-mail：hap-rjck_info@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超える場合は、釧路空港事業所の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

申請先

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

○平日 09:00-17:00

TEL：03-5757-3022

FAX：03-5756-1521

e-mail：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

○夜間・休日（※緊急の飛行に限る）

TEL：03-5756-1531

FAX：03-5756-1528

e-mail：cab-hnd-jouhou@mlit.go.jp

釧路空港制限表面図

